

表 連邦労働法第76条の改正による有給休暇の増加

勤続年数	従来	改正後
1年	6日	12日
2年	8日	14日
3年	10日	16日
4年	12日	18日
5年	14日	20日
6年	14日	22日
7年	14日	22日
8年	14日	22日
9年	14日	22日
10年	16日	22日
11年	16日	24日
12年	16日	24日
13年	16日	24日
14年	16日	24日
15年	18日	24日
16年	18日	26日
17年	18日	26日
18年	18日	26日
19年	18日	26日
20年	20日	26日
21年	20日	28日
22年	20日	28日
23年	20日	28日
24年	20日	28日
25年	22日	28日
26年	22日	30日
27年	22日	30日
28年	22日	30日
29年	22日	30日
30年	24日	30日
31年	24日	32日
32年	24日	32日
33年	24日	32日
34年	24日	32日
35年	26日	32日
36年	26日	34日
37年	26日	34日
38年	26日	34日
39年	26日	34日
40年	28日	34日

(出所) 連邦労働法の改正令